

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">前払輸入保険の引受方針について</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00089 <u>沿革 令和2年4月28日 一部改正</u></p> <p>前払輸入保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">前払輸入保険の引受方針について</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00089 <u>沿革 令和2年2月28日 一部改正</u></p> <p>前払輸入保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p><b>1 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</b></p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ 保険契約の申込時において、前払輸入契約の相手方（前払金を支払う相手方。当該相手方と前払金の返還義務を負う者が異なる場合は、前払金の返還義務を負う者とする。）は、約款第3条第1号から第8号までの事由（以下「非常事由」という。）をてん補する場合は名簿上GS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格、EC格、PN格、PU格又はPT格に格付けされている者、約款第3条第9号又は第10号の事由（以下「信用事由」という。）をてん補する場合は名簿上GS格、GA格、GE格、EE格、<u>EA格、EM格又はEF格</u>に格付けされている者に限るものとする。</p> <p>⑥（略）</p>	<p><b>1 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</b></p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ 保険契約の申込時において、前払輸入契約の相手方（前払金を支払う相手方。当該相手方と前払金の返還義務を負う者が異なる場合は、前払金の返還義務を負う者とする。）は、約款第3条第1号から第8号までの事由（以下「非常事由」という。）をてん補する場合は名簿上GS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格、EC格、PN格、PU格又はPT格に格付けされている者、約款第3条第9号又は第10号の事由（以下「信用事由」という。）をてん補する場合は名簿上GS格、GA格、GE格、EE格<u>又はEA格</u>に格付けされている者に限るものとする。</p> <p>⑥（略）</p>	

新	旧	備考																																																
<p><b>2 前払金の上限額</b></p> <p>① 一保険契約における前払金の額（保険価額）は原則として100万円以上とし、前払金の上限額は、保険契約の申込時における前払輸入契約の相手方（上記1⑤にあつては前払金の返還義務を負う者、上記1⑥にあつては信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付の者とする。<u>以下同じ。</u>）の名簿の格付により下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="120 469 952 671"> <thead> <tr> <th colspan="3">前払金の上限額</th> </tr> <tr> <th>与信管理区分</th> <th>非常事由</th> <th>信用事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G、EE、EA</td> <td>200億円</td> <td>200億円</td> </tr> <tr> <td>EM</td> <td>10億円</td> <td>----</td> </tr> <tr> <td>EF、EC、P</td> <td>2億円</td> <td>----</td> </tr> </tbody> </table> <p>② <u>上記①の規定にかかわらず、政府要請に基づく前払輸入契約にかかる前払金の上限額は、原則として、保険契約の申込時における前払輸入契約の相手方の名簿の格付により下表のとおりとする。ただし、前払輸入契約の相手方がEF格の場合は、非常事由又は信用事由のいずれも、原則として、日本貿易保険が別に定める与信枠を超えないものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="98 1018 972 1342"> <thead> <tr> <th colspan="3">前払金の上限額</th> </tr> <tr> <th>与信管理区分</th> <th>非常事由</th> <th>信用事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G、EE、EA</td> <td>200億円</td> <td>200億円</td> </tr> <tr> <td>EM</td> <td>10億円</td> <td>10億円</td> </tr> <tr> <td>EF</td> <td>10億円</td> <td>10億円</td> </tr> <tr> <td>EC、P</td> <td>2億円</td> <td>----</td> </tr> </tbody> </table>	前払金の上限額			与信管理区分	非常事由	信用事由	G、EE、EA	200億円	200億円	EM	10億円	----	EF、EC、P	2億円	----	前払金の上限額			与信管理区分	非常事由	信用事由	G、EE、EA	200億円	200億円	EM	10億円	10億円	EF	10億円	10億円	EC、P	2億円	----	<p><b>2 前払金の上限額</b></p> <p>一保険契約における前払金の額（保険価額）は原則として100万円以上とし、前払金の上限額は、保険契約の申込時における前払輸入契約の相手方（上記1⑤にあつては前払金の返還義務を負う者、上記1⑥にあつては信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付の者とする。）の名簿の格付により下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1025 469 1856 671"> <thead> <tr> <th colspan="3">前払金の上限額</th> </tr> <tr> <th>与信管理区分</th> <th>非常事由</th> <th>信用事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G、EE、EA</td> <td>200億円</td> <td>200億円</td> </tr> <tr> <td>EM</td> <td>10億円</td> <td>----</td> </tr> <tr> <td>EF、EC、P</td> <td>2億円</td> <td>----</td> </tr> </tbody> </table>	前払金の上限額			与信管理区分	非常事由	信用事由	G、EE、EA	200億円	200億円	EM	10億円	----	EF、EC、P	2億円	----	
前払金の上限額																																																		
与信管理区分	非常事由	信用事由																																																
G、EE、EA	200億円	200億円																																																
EM	10億円	----																																																
EF、EC、P	2億円	----																																																
前払金の上限額																																																		
与信管理区分	非常事由	信用事由																																																
G、EE、EA	200億円	200億円																																																
EM	10億円	10億円																																																
EF	10億円	10億円																																																
EC、P	2億円	----																																																
前払金の上限額																																																		
与信管理区分	非常事由	信用事由																																																
G、EE、EA	200億円	200億円																																																
EM	10億円	----																																																
EF、EC、P	2億円	----																																																

新	旧	備考
<p><b>3 ユーザンス制限</b></p> <p>① ユーザンス（前払予定日又は実際の前払日のうちいずれか遅い日から前払金の返還期限までをいう。<u>以下同じ。</u>）の期間は、原則として、2年未満とする。</p> <p>② <u>上記①の規定にかかわらず、政府要請に基づく前払輸入契約であって、前払輸入契約の相手方がEM格又はEF格の場合のユーザンスの期間は、原則として、6月以内とする。なお、ユーザンスの期間が6月を超える場合であっても、2年は超えないものとする。</u></p>	<p><b>3 ユーザンス制限</b></p> <p>ユーザンス（前払予定日又は実際の前払日のうちいずれか遅い日から前払金の返還期限までをいう。）の期間は、原則として、2年未満とする。</p>	
<p>4 （略）</p>	<p>4 （略）</p>	
<p>附 則 [抄] 附 則 [<u>令和2年4月28日</u>] この改正は、<u>令和2年5月8日</u>から実施する。</p>	<p>附 則 [抄] 附 則 [<u>令和2年2月28日</u>] この改正は、<u>令和2年4月1日</u>から実施する。</p>	